

## 細則

### 細則 1 会費等に関する細則

第1条 本会会員の年度会費は5,000円とする。

第2条 本会の会員名簿登録料は10,000円とする。

第3条 本会会員が主宰する教育研修機関および研究所を設立するものは、登録料として10,000円を払うものとする。

### 細則 2 専門委員会に関する細則

第1条 本会は、資格関連委員会、教育研修委員会、倫理委員会、広報委員会、渉外委員会、組織委員会を設ける。それぞれ理事が委員会を担当する。

### 細則 3 資格および資格認定に関する細則

#### (委員会の構成)

第1条 資格関連委員会はサイコドラマ・トレーナーにより構成される。

#### (サイコドラマ・ディレクター資格)

第2条 サイコドラマ・ディレクターは、東京サイコドラマ協会認定サイコドラマ・ディレクターとして、サイコドラマを実施することができる。

#### (ディレクター・キャンディデイト)

第3条 サイコドラマ・ディレクターの資格を得たいと希望して登録する人をディレクター・キャンディデイト呼ぶ。

ディレクター・キャンディデイトになるには次の要件を満たすことが求められる。

1. サイコドラマ体験140時間以上。

サイコドラマ体験のうち、トレーニング体験60時間以上。

2. 主役体験4回以上。(内2回は協会認定トレーナーによる古典的サイコドラマによるセッション)

3. 2年以上の臨床経験。

臨床経験とは次にあげる機関での精神、保健、福祉に関する職務経験をいう。

・児童相談所、更正相談所、女性相談所等の福祉相談機関及び障害児(者)入所、通所施設等、高齢者入所、通所施設等

・病院、精神保健福祉センター等の医療施設

・少年鑑別所、少年院、刑務所等の矯正保護機関及び施設

・家庭裁判所等の司法関係機関

・教育相談機関

・大学に設置された保健管理センター、心理教育相談所等

・事業所等に設置された保健センター、心理教育相談機関等

・その他これに準ずる機関及び施設

4. 協会認定サイコドラマ・トレーナー1名の推薦。

第4条 ディレクター・キャンディデイトは主たるトレーナーを決め登録する必要がある。

第5条 ディレクター・キャンディデイトは協会主催のあるいは協会公認の教育研修機関において複

数のトレーナーの指導を受けることができる。

第6条 ディレクター・キャンディデイトは細則に定められた登録料を支払うものとする。

**(サイコドラマ・ディレクター試験)**

第7条 サイコドラマ・ディレクター資格認定試験を受けるには次の要件を必要とする。

- ① ディレクター・キャンディデイトに登録してから、60時間以上のサイコドラマ体験
- ② 50時間以上のサイコドラマに関するスーパービジョン(グループスーパービジョンを含む)
- ③ 古典的サイコドラマによる主役体験3回以上
- ④ 主たるサイコドラマ・トレーナーおよびその他のサイコドラマ・トレーナー1名による推薦状

第8条 サイコドラマ・ディレクター資格認定試験は3名のトレーナーにより行われ、合否の判定は3名の合議により決定される。結果は書面をもって通知される。

第9条 主たるトレーナーは試験当日の試験官にはなれないものとする。

第10条 サイコドラマ・ディレクター試験は、受験者がサイコドラマのセッションを実際に行い、アセスメントを行う。

第11条 サイコドラマ・ディレクターの資格認定試験の受験を希望する者は、必要な書類と試験費用を事務局に提出するものとする。

第12条 サイコドラマ・ディレクター資格認定試験に合格した者は、所定の書類を事務局に提出し理事会の承認を経て会員名簿に登録される。

第13条 サイコドラマ・キャンディデイトに登録して10年を過ぎるものは、主たるトレーナーと協議の上登録を抹消されることがある。

第14条 ①サイコドラマ・キャンディデイトは自己の都合によりトレーニングを休止することができる。所定の文書により事務局へ届けるものとする。資格関連委員会が審議の上、トレーニングの休止を決定する。

②なお、休止中は登録料は免除され、規定の年数には含まれないものとする。

③再開希望の際には、所定の文書を事務局へ提出する。資格関連委員会が審議の上、参加の可否を決定する。

**(サイコドラマ・トレーナーの資格)**

第15条 サイコドラマ・トレーナーは協会認定サイコドラマ・トレーナーとして、サイコドラマの実施およびサイコドラマに関するトレーニング、スーパービジョンを行なうことができる。

**(トレーナー・キャンディデイト)**

第16条 サイコドラマ・ディレクターの資格を得て以後、150時間を越えるサイコドラマによるグループ運営の経験を持つものは、トレーナー・キャンディデイトとして登録することができる。

トレーナー・キャンディデイトを希望する者は所定の書類を事務局に提出する。なお、トレーナー・キャンディデイトは細則により定められた登録料を支払うものとする。

第17条 トレーナー・キャンディデイトは、主たるサイコドラマ・トレーナーに登録する必要がある。

第18条 登録を済ませたトレーナー・キャンディデイトは、主たるサイコドラマ・トレーナーの指導のもとでサイコドラマに関するトレーニングとスーパービジョンを行なうことができる。

第19条 トレーナー・キャンディデイトは、協会主催のワークショップおよび公認された教育研修機関において複数のトレーナーから指導を受けることができる。

(サイコドラマ・トレーナー試験)

第20条 サイコドラマ・トレーナーの資格認定試験を受ける者は次の要件を必要とする。

1. サイコドラマ・ディレクターの資格を持つこと。
2. トレーナー・キャンディデイトに登録してから、60時間以上のトレーニング・セッションを担当した経験を持つこと。
3. サイコドラマ・トレーナーによる、トレーニングに関するスーパービジョンを60時間以上持つこと
4. サイコドラマ・トレーナー同席の下でトレーニング・セッションを持ち、スーパーバイザー体験、およびそれに関する指導が10時間以上あること
5. 主たるサイコドラマ・トレーナーによる推薦状、およびその他のサイコドラマ・トレーナー1名による推薦状
6. 公刊されたサイコドラマについての学術論文。

第21条 サイコドラマ・トレーナーの資格認定試験を希望する者は、必要な書類と試験費用を事務局に提出すること。

第22条 トレーナー資格認定試験は3名のトレーナーにより行なわれ、試験の可否の判定は3名の合議による。結果は書面によって通知される。

第23条 主たるトレーナーは試験当日の試験官にはなれないものとする。

第24条 サイコドラマ・トレーナーの資格認定試験は、スーパービジョンセッションの報告書、提出書類および口頭試問により行われる。

第25条 トレーナー資格認定試験に合格した者は、所定の書類を事務局に提出し、理事会の承認を経て会員名簿に登録される。

第26条 トレーナー・キャンディデイトに登録して15年を過ぎるものは、主たるトレーナーと協議の上登録を抹消されることがある。

第27条 ①トレーナー・キャンディデイトは自己の都合によりトレーニングを休止することができる。所定の文書により事務局へ届けるものとする。資格関連委員会が審議の上、トレーニングの休止を決定する。

②なお、休止中は登録料は免除され、規定の年数には含まれないものとする。

③再開希望の際には、所定の文書を事務局へ提出する。資格関連委員会が審議の上、参加の可否を決定する。

附則

この細則は2009年7月11日より施行する。

本規則の変更は総会の議決による。

2010年7月 日 一部修正